

狭山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザル実施要領

1 公募の目的

狭山市では、保護者の就労等により常時家庭が留守等になっている児童の健全な育成を図るため、児童福祉法第21条の10の規定に基づき、学童保育室を設置しております。

しかしながら、就業率の向上等による学童保育室のニーズの増加で、利用者数は年々増加傾向にあり、待機児童が発生している学区も出ている状況です。

そこで、今般の公募型プロポーザルにより、待機児童が発生している小学校区においてその解消を図るため、児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を民設民営で実施する事業者を募集します。

2 事業者が行う業務

- (1) 狭山市立学童保育室条例（昭和47年条例第58号、以下「条例」という。）第3条に規定する保育業務に関すること
- (2) 条例第4条に規定する放課後児童支援員等の配置に関すること
- (3) 狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の別紙に規定する事業に関すること
- (4) その他、狭山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

3 施設要件

- (1) 定 員：40名以上
※50名以上の場合は、支援の単位を2以上に分割すること
- (2) 所 在 地：新狭山小学校の学区内であること
- (3) 児童の受け入れ：新狭山小学校の児童の受け入れが可能であること
- (4) 規 模：専用区画の面積が、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上確保されていること
※専用区画:遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（事務スペース、厨房、物入れ、トイレ等を除く）
- (5) 開 室 時 期：令和6年7月20日（土）
- (6) 主 要 設 備：玄関、事務スペース、厨房、洗面所、物入れ、トイレ等

4 予算限度額

狭山市新狭山地区民間学童保育室設置・運営事業者公募型プロポーザルにおける令和6年度の予算限度額は、27,397,000円となります。

[内訳]

・施設整備費 12,600,000円

※要綱別紙3の3の(1)「学童保育室設置促進事業」(①に該当する事業)に基づく整備に係る費用。なお、原状回復が容易で、建物の効用を増加させない整備に限る。また、備品については、単価税別50,000円以上の物品のみに限る。

・運営費 14,797,000円

なお、上記内訳は目安であり、狭山市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱取り扱い基準(以下「取り扱い基準」という。)で定める各事業の基準額の範囲内での内訳の変更であれば差し支えありません。

※基準額の算定は、総括表(様式4)に必要事項を入力することにより確認ができる。

5 運営に係る経費

(1) 補助金

要綱及び取り扱い基準に基づき交付いたします。

飲食物及び職員用駐車場の賃借料は、補助対象外経費となります。(保護者の送迎用の駐車場の賃借料は補助対象経費となります。)

なお、取り扱い基準に基づく交付は、待機児童が発生している場合等において、国や県の要綱で定める補助基準額を超えて市が独自に上乗せを行っている補助であり、将来的に利用者数の減少等により待機児童が解消された場合、取り扱い基準に基づく上乗せ補助は実施しない場合があります。

(2) 保育料

保育料の徴収は事業者が行い、事業者の収入とします。

※保育料の額は、公立学童保育室と同等(月額10,000円、おやつ代別)の水準とすること

6 資格要件

(1) 安全円滑に事業を運営できる法人その他団体とします。

なお、複数の法人その他団体により構成されたグループで応募することもできますが、その場合、次のことに留意してください。

- ① 単独で応募した法人その他団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループによる応募の構成団体となることはできません。
- ② グループで応募する場合は、グループの名称と代表となる法人その他団体を定めてください。この場合、グループの代表及び構成を変更することはできません。
- ③ グループにおける出資比率の最小限度基準は、構成員数を勘案して次のと

おりとします。ただし、代表となる法人その他団体の出資比率は50%以上とします。

2団体の場合・・・30%以上

3団体の場合・・・20%以上

なお、出資を伴わないグループによる応募の場合は、出資比率を当該業務に係る構成団体の責任比率としてください。

④ 構成団体間での協議の状況を確認するため、仮協定書又は協定書案を添付してください。

⑤ 構成団体には、市内に所在する法人その他団体をできるだけ加えるようにしてください。

(2) 法人その他団体（グループの代表団体及び構成団体となっている法人その他団体を含む。）又はその代表者が次の事項に該当する場合、応募することはできません。

① 破産者で復権を得ない者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

③ 地方自治法第244条の2第11号の規定により指定の取消しを受けたことがある者

④ 応募する法人（市長、副市長及び教育委員会教育長にあっては、地方自治法施行令第122条に規定する法人を除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人又は団体の役員若しくはこれに準ずべき者が、本市の市長、副市長、教育委員会教育長及び市議会の議員並びにこれらの者の親族（配偶者及び2親等内の血族に限る。）である者

⑤ 国税及び地方税を滞納している者（法人その他団体の代表者を除く。）

⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者

⑦ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者

⑧ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者

(3) 法人の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む。）が、(2)の①、⑥に該当しないものであること。

7 スケジュール

No	手 続	日 程
1	公告	令和6年3月22日（金）
2	質問の受付	令和6年3月22日（金）から3月29日（金）午後5時まで
3	質問に対する回答	令和6年4月5日（金）までに公式HPに公開
4	参加表明及び提案書の受付	令和6年4月8日（月）から4月12日（金）午後5時まで
5	参加表明の辞退	令和6年4月15日（月）午後5時まで
6	一次審査結果通知	令和6年4月26日（金）頃
7	プレゼンテーション評価 の実施	令和6年5月7日（火）から令和6年5月13日（月）のうち、 市が指定する1日
8	結果通知	令和6年5月下旬
9	補助金交付申請	令和6年6月上旬
10	施設開設準備	令和6年6月～7月
11	補助金交付決定	令和6年6月中旬
12	補助金交付	令和6年7月上旬
13	施設の開室日	令和6年7月20日（土）

※日程については、市の都合により変更する場合があります。

※提出された書類の内容について、追加資料の提出やヒアリング等を行う場合があります。

8 質問書の受付

実施要領、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、令和6年3月29日（金）午後5時までに、質問書（様式8）を青少年課へ電子メールにより提出してください。

（注）電子メールの未到着を防ぐため、電話により到着確認を行うこと。

回答は、原則として、令和6年4月5日（金）までに狭山市公式ホームページで公表します。

9 申請書等の提出及び受付

応募をする法人等は、応募関係書類を次のとおり指定された場所へ、直接持参ください。なお、参加表明後に辞退される場合は、辞退届（様式10）により辞退してください。

① 受付期間：令和6年4月8日（月）から4月12日（金）午後5時まで

② 受付時間：午前8時30分から午後5時15分までの間

③ 受付場所：狭山市こども支援部青少年課

10 応募関係書類

(1) 参加表明書 【様式1】

※グループで応募の場合

① グループ構成団体一覧 【様式1-2】

② グループ応募理由及び業務分担表 【様式1-3】

③ グループ仮協定書 【様式1-4】

(2) 事業計画書 【様式2】

(3) 収支予算書 【様式3】

(4) 総括表【様式4】、【様式4-2】、【様式4-3】、【様式4-4】

(5) 放課後子ども環境整備事業 実施計画内訳書【様式5】

(6) 類似事業実績概要書 【様式6】

(7) 確約書、役員名簿【様式7】、【様式7-2】、【様式7-3】、【様式7-4】

(8) 施設案内図【様式任意】

・施設の所在地と近隣の状況が分かる地図等

(9) 施設平面図【様式任意】

・以下の事項が分かるもの

① 施設の構造、建築年月日

② 延べ床面積

③ 各部屋の用途・床面積

(10) 法人等の概要が分かる書類 【様式任意】

ア 設立趣旨

イ 沿革

・時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの

ウ 事業概要

・事業の内容や実績などが分かるもの

エ 組織・運営

・組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの

・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの

オ 代表者の履歴

(11) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの 【様式任意】

(12) 法人の登記簿謄本（任意団体は除く）

・参加表明日前3カ月以内に発行されたもの

(13) 法人等の決算関係書類 【様式任意】

・前年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、資産目録等又はこれらに類するもの

- (14) 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの【様式任意】
- (15) 参加表明書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税証明書（原本）
- ・法人税、消費税及び地方消費税 【「その3」または「その3の3」】
 - ・都道府県民税、市町村民税等の納税を証する書面

※注1 上記の様式は、狭山市の公式ホームページからダウンロードし取得できます。

※注2 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 提出書類は、A4縦型綴じにして、インデックスで書類名を示してください。
 - ② 応募関係書類の作成に要する費用は応募者の負担となります。
 - ③ 提出書類について、提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
 - ④ 応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にすることがあります。
 - ⑤ 提出書類は返却しません。なお、応募関係書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、事業者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、応募者の許可を得て開示できるものとします。

11 提出部数

紙媒体：2部（正本1部、副本1部）

電子媒体：1部（CD-R）

12 選考方法

- (1) 候補者の選定にあたっては、所管課による書類審査（一次審査）及び狭山市民間学童保育室設置・運営事業者プロポーザル審査委員会における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（二次審査）の2段階審査で行います。
なお、4社以上の応募があった場合は、一次審査にて上位3社を選出し、当該3社に対し、二次審査を実施するものとします。
- (2) 審査は、評定表（様式9）の各項目の採点により行います。なお、評価に係る項目について、提案及び必要書類の提出がない場合は、当該項目については最小点（0点）とします。
- (3) 一次審査の結果通知は、令和6年4月26日（金）頃に書面にて通知します。
- (4) 二次審査は、プレゼンテーション等の内容を採点します。プレゼンテーション実施の概要（予定）は次のとおりです。
 - ①日 時：令和6年5月7日（火）から令和6年5月13日（月）のうち、市が指定する1日
 - ②場 所：市が指定する場所
 - ③説明時間：50分以内（準備10分、説明20分、質疑応答20分）

※二次審査におけるプレゼンテーションの実施方法等の詳細は、一次審査の結果と併せて、対象となる事業者にのみ通知します。

※日程については、市の都合により変更する場合があります。

13 選考結果の通知

候補者の選定結果は、二次審査対象となった全ての事業者に5月下旬に文書で通知します。

14 選考後の諸手続き

候補者選定後は、要綱に基づき補助金の交付申請を行っていただきます。交付申請から補助金の交付まで、1か月程度要する見込みです。

15 その他

業務の実施にあたっては、この実施要領に定めることのほか、業務仕様書等に定めるとおりとします。

16 問い合わせ先

狭山市 こども支援部 青少年課 青少年担当

電 話：(直通) 04-2941-4316

F A X：04-2953-2060

E-Mail：seishonen@city.sayama.saitama.jp